

# 尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち、次に掲げる事業に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 尾張旭市総合事業従来型訪問サービス
- (2) 尾張旭市総合事業従来型通所サービス
- (3) 尾張旭市総合事業運動型通所サービス

## (費用の額の算定)

第2条 尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、前条各号の事業に要する費用の額は、別表第1の第1号事業費単位数表に定める単位数に、10円に別表第2の1単位の単価に定めるサービス種類に応じた割合を乗じて得た額を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1号事業費単位数表

1 尾張旭市総合事業従来型訪問サービス費（1月につき）

ア 従来型訪問サービス費（Ⅰ）（1週に1回程度）	1, 168単位
イ 従来型訪問サービス費（Ⅱ）（1週に2回程度）	2, 335単位
ウ 従来型訪問サービス費（Ⅲ）（1週に2回程度超）	3, 704単位

注1 利用者に対して、従来型訪問サービス指定事業所（実施要綱第4条第1号ア（ア）に規定する尾張旭市総合事業従来型訪問サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（尾張旭市総合事業従来型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、従来型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 従来型訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）ごとに作成される計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の従来型訪問サービスが必要とされた者に対し従来型訪問サービスを行った場合

イ 従来型訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画において1週に2回程度の従来型訪問サービスが必要とされた者に対し従来型訪問サービスを行った場合

ウ 従来型訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画においてイに掲げる回数を超える従来型訪問サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）に対し従来型訪問サービスを行った場合

注2 省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）第1号及び第2号に掲げる者を除く。）をサービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第5条第2項に規

定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)として配置している従来型訪問サービス指定事業所において、従来型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 従来型訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつて同項に規定する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の登録を受けたものに限る。)若しくは従来型訪問サービス指定事業所と同一建物に居住する利用者又は従来型訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、従来型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護(法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。)又は介護予防小規模多機能型居宅介護(法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。)を受けている間は、従来型訪問サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の従来型訪問サービス指定事業所において従来型訪問サービスを受けている間は、当該従来型訪問サービス指定事業所以外の従来型訪問サービス指定事業所が従来型訪問サービスを行った場合に、従来型訪問サービス費は、算定しない。

#### エ 初回加算

200単位

注 従来型訪問サービス指定事業所において、新規に従来型訪問サービス計画(尾張旭市従来型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第40条において規定する従来型訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の従来型訪問サービスを行った日の属する月に従来型訪問サービスを行った場合又は当該従来型訪問サービス指定事業所のその他の

訪問介護員等が初回若しくは初回の従来型訪問サービスを行った日の属する月に従来型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした従来型訪問サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該従来型訪問サービス計画に基づく従来型訪問サービスを行ったときは、初回の従来型訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

カ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年告示第95号）第100号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た従来型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、従来型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 尾張旭市総合事業従来型通所サービス費（1月あたり）

ア 従来型通所サービス費（Ⅰ）（1週に1回程度） 1,647単位

イ 従来型通所サービス費（Ⅱ）（1週に2回程度以上） 3,377単位

注1 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第71号に規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た従来型通所サービス指定事業所（尾張旭市従来型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第5条に規定する従来型通所サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、従来型通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生労働省告示第27号）第15号に規定する基準に該当する場合は、当該告示第15号に規定する算定方法により算定する。

ア 従来型通所サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画において1週に1回程度の従来型通所サービスが必要とされた事業対象者に対し従来型通所サービスを行った場合

イ 従来型通所サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画においてアに掲げる回数を超える従来型通所サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）に対し従来型通所サービスを行った場合

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、従来型通所サービス費は、算定しない。

注3 利用者が一の従来型通所サービス指定事業所において従来型通所サービスを受けている間は、当該従来型通所サービス指定事業所以外の従来型通所サービス指定事業所が従来型通所サービスを行った場合に、従来型通所サービス費は、算定しない。また、利用者が運動型通所サービス指定事業所において運動型通所サービスを受けている間は、従来型通所サービス指定事業所が従来型通所サービスを行った場合、従来型通所サービス費は、算定しない。

ウ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年告示第95号）第18号に規

定する基準に適合しているものとして市長に届け出た従来型通所サービス指定事業所において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった若年性認知症利用者に対して従来型通所サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき所定単位数を加算する。

エ 同一建物居住者等減算

注 従来型通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は従来型通所サービス指定事業所と同一建物から当該従来型通所サービス指定事業所に通う者に対し、従来型通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) アを算定する場合 | 376 単位 |
| (2) イを算定する場合 | 752 単位 |

オ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他従来型通所サービス指定事業所の従来型通所サービス従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した従来型通所サービス計画（尾張旭市従来型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第40条において規定する従来型通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 従来型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

カ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びケにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 厚生労働大臣の定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第107号に規定する基準に適合している従来型通所サービス指定事業所であること。

キ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びケにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 厚生労働大臣の定める基準第108号に規定する基準に適合している従来型通所サービス事業所であること。

ク 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びケにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 厚生労働大臣の定める基準第108号に規定する基準に適合している従来型通所サービス指定事業所であること。

ケ 選択的サービス複数実施加算

注 厚生労働大臣が定める基準第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た従来型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算 (I) 480単位

(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	700 単位
コ 事業所評価加算	120 単位
注 厚生労働大臣が定める基準第110号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た従来型通所サービス指定事業所において、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第82号に規定する期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。	
サ サービス提供体制強化加算	
注 厚生労働大臣が定める基準第111号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た従来型通所サービス指定事業所が利用者に対し従来型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の介護予防サービス計画にて1週に従来型通所サービスが必要とされた回数に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) サービス提供体制強化加算 (I) ア	
① 従来型通所サービス (I)	72 単位
② 従来型通所サービス (II)	144 単位
(2) サービス提供体制強化加算 (I) イ	
① 従来型通所サービス (I)	48 単位
② 従来型通所サービス (II)	96 単位
(3) サービス提供体制強化加算 (II)	
① 従来型通所サービス (I)	24 単位
② 従来型通所サービス (II)	48 単位
シ 介護職員処遇改善加算	
注 厚生労働大臣が定める基準第112号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た従来型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、従来型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員処遇改善加算 (I) アからサまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数	
(2) 介護職員処遇改善加算 (II) アからサまでにより算定した単位数の	

1000分の22に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

### 3 尾張旭市総合事業運動型通所サービス(1回あたり)

ア 運動型通所サービス費 250単位

注1 尾張旭市総合事業運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第5条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス指定事業所(尾張旭市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第2条に規定する運動型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防サービス計画にて運動型通所サービスが必要とされた者に対し、運動型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、運動型サービス費は、算定しない。

注3 利用者が一の運動型通所サービス指定事業所において運動型通所サービスを受けている間は、当該運動型通所サービス指定事業所以外の運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合に、運動型サービス費は、算定しない。また、利用者が従来型通所サービス指定事業所において従来型通所サービスを受けている間は、運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合、運動型サービス費は、算定しない。

別表第2（第2条関係）

1 単位の単価

サービス種類	割合
従来型訪問サービス	1000分の1021
従来型通所サービス	1000分の1014
運動型通所サービス	1000分の1068